

一般社団法人岩手県理学療法士会  
謝金の支払に関する規程

**(目的)**

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県理学療法士会(以下、本会という)に伴う謝金の支払いに準用する基準を示すものである。

**(謝金の定義)**

第2条 謝金とは、本会主催の事業の学術集会・研修会・講習会等において依頼された講師が、行った講演並びに本会が発行する学術誌への執筆を行った原稿に対して支払われる金銭をいう。

**(適用の範囲)**

第3条 この規程に示す基準は、原則として本会が主催する学術・教育活動全てにおいて適用するものとする。

**(謝金の基準額)**

第4条 この規程に示す基準額は、別表「謝金基準」の範囲とする。

- 2 本会会員以外の講師において、特別配慮を必要とする講師においては、謝金基準の適用範囲から除外し、担当理事と事務局長の協議の上、会長の承認をもって決定する。
- 3 旅費については、原則として本会の旅費規程に準用し支給する。

**(委任)**

第5条 この規程に提示のない事項については、理事会の申し合わせによる。

**(改廃)**

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

**附則**

- 1 この内規は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成21年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年12月22日から施行する。

諸謝金の基準表

2018年12月22日確定版

		基準	
会員外講師	1コマ 90分あたり (源泉徴収別)	教授クラス(課長クラス以上)	30,000 円
		准教授クラス(主任・係長クラス)	20,000 円
		助教クラス(役職無し)	10,000 円
		※シンポジウム等複数名の講師による場合は、コマ数の報酬を分配する	
		※2コマ以上は、2コマ以上を50%とする	
		※医師や公開講座講師など配慮が必要な講師の場合は担当者と事務局長協議	

		基準	
会員講師	1コマ90分あたり (源泉徴収込み)	教授クラス(課長クラス以上 専門理学療法士 当会会長、副会長)	15,000 円
		准教授クラス(主任・係長クラス 認定理学療法士 当会理事)	12,000 円
		助教クラス(役職無し 当会部長 一般会員)	9,000 円
		※シンポジウム等複数名の講師による場合は、コマ数の報酬を分配する	
		※2コマ以上は、2コマ以上を50%とする	
		※協会より指定内容のある研修会の講師は、一律 1コマ9,000円とする	

執筆原稿	1ページ2000字あたり	5,000 円
------	--------------	---------

書類提出と手続き	講師謝金申請書の提出 → 謝金、交通費の支払 (原則 振込 必要に応じて現金)	
----------	--	--